

申請について

< 1 >

指導員は、原則として助教授以上の協会指導者資格を有する者（以下「有資格者」）の中から、「指導員」を希望する者を申請に基づき選任する。但し、「有資格者」でなくともそれ以下の協会指導者資格を有する者で、「有資格者」が少ない地域及び青少年少女への民謡民舞指導に熱意のある指導者並びに現に青少年少女へ民謡民舞指導を行っている者が「指導員」を希望する場合は、申請に基づき審議の上選任する。なお、選任費用は必要としないが、委嘱状及び指導者カード作成に係わる費（1,080円）は申請者の負担とする。

< 2 > 申請方法及び指導員希望者の把握

- (ア) 協会は全国の協会連合委員長及び各会代表を通じて、指導員新撰書等の関連文書を送付し、会員に対する周知と希望者の勧誘を行う。
- (イ) 会代表は希望者の申請書を集約し、3月末日迄に協会にこれを送付する。
- (ウ) 協会は連合委員長にこれを連絡し、連合委員長は状況を把握する他、協会からの指示に従って必要な連絡等を行う。

< 3 > 指導員の決定

協会は申請を集約した後、青少年特別委員会における審議を経て理事長が指導員を選任する。

< 4 > 指導員の任期と新規申請の時期

民謡民舞青少年少女指導員の選任期間は3年間とする。任期更新については、3年目の年度末に更新の手続きを行う。また、年度途中で新規に申請を受け付ける時期は、毎年1～3月とし、翌年度4月1日付けをもって選任する。

< 5 > 派遣状況の把握

協会は指導教育の状況について常に把握しておく必要がある為、各年度末に会毎に指導状況を取りまとめ、「会主催活動報告表」と共に報告する。

< 6 > 派遣に係わる経費等

各指導現場において要する経費については、当該教育委員会・学校等と折衝の上確保されたい。尚、各指導団体からの文化庁「伝統文化親子教室」事業等の助成金申請に関しては、その書類送付・手続きの方法につき、必要に応じ協会で行う

< 7 > 指導員の連携と研修等

指導員に対しては、必要に応じて連合会と協力して研修会等を行い、指導員制度の主旨徹底と指導員の連携と資質の向上を図るものとする。

< 8 >

当制度の主管は、青少年部とする。

「指導員」申請に関する諸注意

< 1 >

指導員の選任期間（3年間）が終了する方は、引き続き指導員として活動頂く場合は更新手続きが必要です。この際、新たに実費（1,080円）の納付が必要ですので、ご了解の上手続きをお願い致します。

< 2 >

今年度に「指導員」委嘱を受けた方の選任期間は、今年度4月1日から3年間（3年後の3月末日まで）となります。

< 3 >

昨年もしくは2年前に、既に委嘱を受けている方は、今回は再度申請する必要はありません。

< 4 >

昨年度内の少年少女指導報告は、「会主催活動報告表」と共に送付する書類によって行なって下さい。

< 5 >

申請の〆切りは業務の都合上3月末日迄と致します。